

会津若松市工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)に係る運用について

本市発注工事において、賃金等の急激な変動に対処するため、会津若松市工事請負約款第25条第6項(インフレスライド条項)の運用基準について、下記のとおり運用しておりますのでお知らせいたします。

1. 内 容

インフレスライドとは、会津若松市工事請負契約約款第25条第6項に基づき、予期することができない特別の事情により、工期内に急激なインフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当になったときに、請負代金額の変更を請求できる措置です。

2. 今回の運用基準について

(1) 適用対象工事

- ・すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事

(2) 請負代金額の変更の考え方

- ・受注者又は発注者からのスライド請求(協議)があった場合、インフレ条項の適用により請負代金額の変更を行うものとします。

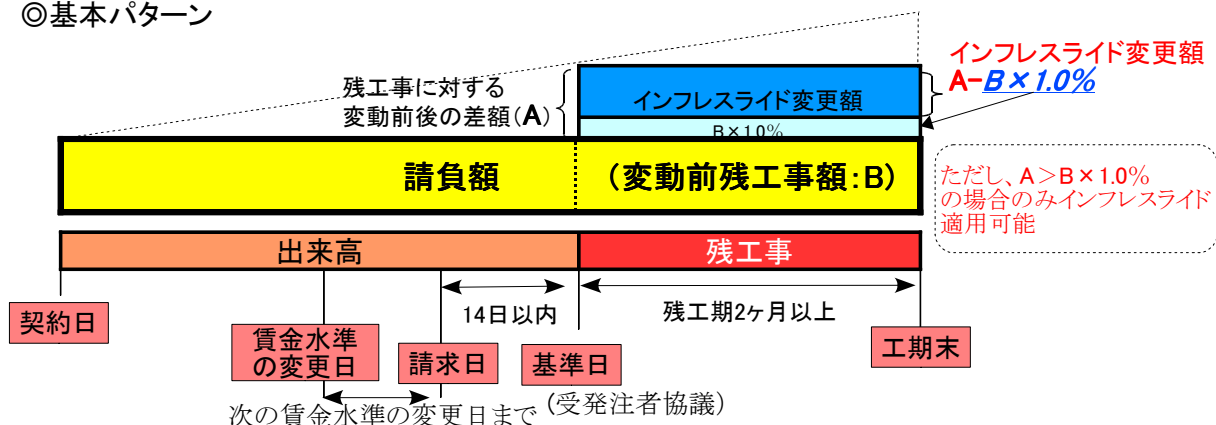
・スライドは、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の変更についておこなうものとします。

・請負代金額の変更額(スライド額)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とします。

※積算の詳細については、運用基準による。

(参考イメージ図) 国土交通省資料参考

◎基本パターン



3. 変更協議

- ・受注者又は発注者からの請負代金額の変更請求に基づき行うものとします。

《問い合わせ先》

総務部契約検査課 電話 0242-39-1212

※個別工事に係る適否については、各発注課となります。